

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 A	年次点検 B	臨時点検
受電設備 (二次受電設備を含む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等、電線、支持物及びケーブル	外部点検	●	●	●	必要な項目
		外部精密点検		●備考1	●	
		絶縁抵抗測定		●備考2	●	
		継電器動作特性試験			●	
		継電器との連動動作試験			●	
	遮断器、開閉器	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●備考1	●	
		絶縁抵抗測定		●備考2	●	
		継電器との連動動作試験			●	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●備考1	●	
		絶縁抵抗測定		●備考2	●	
	変圧器	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●備考1	●	
		絶縁抵抗測定		●備考2	●	
		漏えい電流測定	●	●	●	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●備考1	●	
		電圧・電流測定	●	●	●	
		絶縁抵抗測定		●備考2,5	●備考5	
		継電器動作特性試験		●	●	
	受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●備考1	●	
	接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	●	●	●	
外部精密点検			●備考1	●		
接地抵抗測定			●備考3	●		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 A	年次点検 B	臨時点検
電気使用設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	●	●	●	必要な項目
		外部精密点検		●備考 1	●	
		絶縁抵抗測定		●備考 2	●	
		接地抵抗測定		●備考 3	●	
発電設備	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●	●	
		始動・停止試験	●備考 4	●備考 4	●備考 4	
（非常用発電設備を含む）	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）、継電器等	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●	●	
		発電電圧・周波数等測定	●	●	●	
		絶縁抵抗測定		●	●	
		接地抵抗測定		●備考 3	●	
		継電器動作特性試験			●	
		継電器との連動動作試験			●	
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●	●	
		液量点検	●	●	●	
		電圧・比重・液温測定		●	●	
	充電装置	外部点検	●	●	●	
		外部精密点検		●	●	
		絶縁抵抗測定		●備考 2	●	
		接地抵抗測定		●備考 3	●	

備考 1 年次点検 A 新方式の場合は除く。

備考 2 年次点検 A 新方式の場合、高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

備考 3 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の 75% 以下）と判断される場合は、受託者と協議して測定を延長することがある。

備考 4 風力発電設備は除く。

備考 5 制御回路については測定を省略することができる。